

日程第七 議案第七十四号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

(審査報告) 原案可決 . . . 二六八

日程第八 議案第七十五号

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

(審査報告) 原案可決 . . . 二六九

日程第九 議案第七十六号

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

(審査報告) 原案可決 . . . 二七〇

日程第十 議案第七十七号

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

(審査報告) 原案可決 . . . 二七二

日程第十一 議案第七十八号

平成二年度福生市一般会計補正予算(第二号)

(審査報告) 原案可決 . . . 二七三

討論 . . . 反対・松山 清君・賛成・井上 寅吉君

日程第十二 議案第七十九号

平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

(審査報告) 原案可決 . . . 二八一

日程第十三 議案第八十号

平成二年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)

(審査報告) 原案可決 . . . 二八二

日程第十四 議案第八十一号

平成二年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)

(審査報告) 原案可決 . . . 二八三

日程第十五 議案第八十二号

市道路線の認定について . . . (アーバンヒルズ福生) 建設反対の陳情書

(審査報告) 採択 . . . 二八六

日程第十六 陳情第二十四号

日程第十七 陳情第二十五号

日程第十八 陳情第二十六号

義務教育費国庫負担制度の堅持

(審査報告) 採択 . . . 二八八

日程第十九 陳情第二十七号

と削減、除外された費用の復元を求める陳情書 (審査報告)

採択 . . . 二八九

日程第二十 陳情第二十九号

核に反対し、横田基地をなくす住民運動に対する理解と支援を求める陳情書

(審査報告) 不採択 . . . 二九一

日程第二十一 議案第八十三号

平成元年度福生市一般会計決算審査特別委員会の設置について . . . 二九七

平成元年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員の選任について . . . 三〇六

諸報告 . . . 三〇七

平成元年度福生市一般会計決算審査特別委員会正副委員長あいさつ . . . 三〇七

日程第二十二 議案第八十四号

平成元年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について . . . 三〇八

日程第二十三 議案第八十五号

平成元年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について . . . 三一二

日程第二十四 議案第八十六号

平成元年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について . . . 三一五

日程第二十五 議案第八十七号

平成元年度福生市下水道事業会計決算認定について . . . 三一七

日程第二十六	議案第八十八号	平成元年度福生市受託水道事業会計決算認定について	三二五
日程第二十七	議案第八十九号	福生駅西口ギャラリー（仮称）新築工事請負契約	三二七
日程第二十八	議案第九十号	福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について	三三一
日程第二十九	議案第九十一号	福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について	三三二
日程第三十	議案第九十二号	固定資産税等の改定率抑制に関する意見書	三三三
日程第三十一	議案第九十三号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	三三四
日程第三十二	閉会中の継続審査申し出について	原案可決	三三五
日程第三十三	特定事件の継続調査について	原案可決	三三六
閉議・閉会			三三六

第三回福生市議会定例会会議録（第十二号）

平成二年九月五日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が招集された。

出席議員は次のとおりである。

一番 田村正秋君	二番 大森進君	三番 野口秀世君
四番 浜中輝夫君	五番 須金亮次君	六番 南木繁男君
七番 佐藤慶二君	八番 林田武君	九番 在原博君
十番 村野和一郎君	十一番 松山清君	十二番 原敏子君
十三番 遠藤洋一君	十四番 赤星行人君	十五番 齋藤巽君
十六番 井上寅吉君	十七番 上野重勝君	十八番 小野沢久君
十九番 堀川實君	二十番 指田保雄君	二十一番 東田正治君
二十二番 宮沢良一君	二十三番 仲村清信君	二十四番 村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

欠員は次のとおりである。

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	古谷 正夫君	議事係長	島田 幸治君	臨時速記	
				事務補佐員	山川 芳子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市 長	市 長 職 務 代理	市 長 職 務 代理	市 長 職 務 代理	市 長 職 務 代理	市 長 職 務 代理
教 育 長	来住野 和也君	企画財政部長	野沢 久人君	総務部長	森田 進君
市 民 部 長	岩崎 好亮君	福祉部長	石川 和夫君	建設部長	小野 光朗君
教 育 次 長	矢崎 茂夫君	監 査 委 員	黒田 登君	選 挙 管 理 員	川辺 登茂次君
行 政 推 進 担 当 参 事	関口 清君	事 務 局 長		局 長	

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成二年第三回福生市議会定例会議事日程

開議日時 九月五日（水）午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 議案第六十八号

日程第五 議案第六十九号

日程第六 議案第七十号

日程第七 議案第七十一号

日程第八 議案第七十二号

日程第九 議案第七十三号

日程第十 議案第七十四号

日程第十一 議案第七十五号

日程第十二 議案第七十六号

日程第十三 議案第七十七号

日程第十四 議案第七十八号

日程第十五 議案第七十九号

平成二年第三回福生市議会定例会議事日程

(議会運営委員長 村野和一郎君登壇)

○議会運営委員長(村野和一郎君) おはようございます。御指名をいただきましたので、去る八月二十九日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず、本定例会に提出されました案件につきましては、市長職務代理者助役からの十五件の議案と陳情四件となっております。一般質問につきましては八名の議員から通告されております。日程の順序につきましては、先例に倣いまして、お手元に御配付の日程表のとおり編成いたしました。

なお、議案等の取り扱いですが、それぞれお手元に御配付の付託表のとおり、各委員会に付託し審査願うことといたしました。

次に、会期でございますが、本定例会におきましては一般質問の通告者八名、通告時間十二時間十分と、市長職務代理者助役から提出されました議案十五件と陳情四件となっておりますので、九月五日、六日、七日の三日間を本会議とし、九月八日から九月十九日までを休会として各委員会を開いていただき、最終日を九月二十日までの十六日間の会期といたしました。

次に、全員協議会であります。理事者からの申し入れがあり、三日間の審議終了後開催し協議願うことといたしました。

以上でございますが、議員各位の特段の御協力を賜り、今定例会が円滑に運営されますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、九月五日から九月二十日までの十六日間と決定いたしましたと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって、会期は十六日間と決定いたしました。

~~~~~

○議長(仲村清信君) 日程第三 一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず、五番須釜亮次君。

(五番 須釜亮次君登壇)

○五番(須釜亮次君) おはようございます。お許しをいただきまして、さきに通告した順序に従い四点の質問を行いたいと思います。質問を始めます前に、現在、静養中の石川市長さんが一刻も早く元気な姿で登壇されますことを御祈念申し上げます。

それでは質問を行います。まず第一点目に福祉行政について、福生市の福祉のまちづくりについてお尋ねします。

現在の我が福生市が施策として取り上げている福祉行政におけるソフト面、例えば寝たきり老人対策や障害者、痴呆性高齢者対策、また児童福祉、その他数多くの施策については、関係者各位のたゆまない努力により、他の市町村に比較しても遜色のないといっても過言でないレベルに達しているものと思われる。すが、今後、高齢者や障害者を持つ人を含め市民のすべてが、安全で快適に生活できる都市環境をつくり、より便利でやさしいまちづくりを進める上で、昭和六十三年四月から東京都が施行しています東京都における福祉のまちづくり整備指針は、今後この指針に沿って都立施設の整備を進めるとともに、都下各市町村や民間に広く普及を図っていくとたわれております。

また、世界にも例を見ないほど急速に進んでいる我が国ですが、高齢人口比率、これは全人口に占める六十五歳以上の人口の比率でございますが、七%を超えるとその社会は高齢化社会と言われているが、日本では既に昭和四十五年にこの水準に達し、昭和五十五年に九・一%、昭和六十年に一〇・三%、平成十二年、これは西暦二〇〇〇年ですが、一六・三%になると推定されています。恐らく福生市においても、この高齢人口比率が同率で適用されると思われるので、十年後の福生市の予測人口を七万人としても、一万一千四百十人の六十五歳以上の高齢者が、福生市に居住するということでございます。高齢者の多くは、暮らしや住まい、健康、仕事、生きがいなどの面でいろいろな問題を抱えながら、市民としての誇り

を失わず生活していく努力を個人的にも、また市民各位の相互扶助とともにするものと信ずるものであります。

かかる見地から、行政サイドにおきましても高齢者並びに障害を持つ方々を含め、二十一世紀に向けた優しい福祉のまちづくりをつくる作業に取りかからねばならないと痛感する次第であります。理事者では福祉のまちづくりについて、一つ、東京都の福祉のまちづくり整備指針に對しどのような評価をしておられるか。東京都の福祉のまちづくり整備指針、第三章施設整備のための技術的標準等、第十一に市町村の責務として各市町村はこの指針に準じ、福祉のまちづくりに関する指導要綱等を制定し、みずから施設の整備に努めるほか、他の施設設置管理者に對し助言、指導等を行うよう努めるものとすると思いますが、福生市におきましては、福生市独自の福祉のまちづくり整備指針を制定することに、どのような考えをお持ちになられるか、以上の二点についてお尋ねします。

次に、国民健康保険に関する一般会計からの繰入金についてお尋ねします。

国民健康保険制度は、昭和十三年に法律により制定されてから幾多の変遷を経過しながら、昭和三十四年に抜本的な改正がなされて新法として再発足し、昭和三十六年には国民皆保険が達成され現在に至っていることは、御承知のとおりであります。また、昭和五十八年に老人保健法、昭和五十九年に退職者医療制度が相次いで発足、さらに昭和六十三年には保険基盤安定のための法改正が行われる等の医療保険制度の改革も大いに進み、その内容については、法制定当初とは著しく異なっているものであります。

この国民健康保険制度は、それぞれの市町村が保険者となり、独立採算の特別会計をもって運営に当たり、事業の運営には関係者の並み並みならぬ努力を仰ぎながら、歳出額は保険給付に必要な経費のほか、老人保健拠出金として納付する経費等を合わせて計上し、歳入額には国からの支出金、被保険者が負担する保険税を二大収入源としているほか、都からの補助金、一般会計からの繰入金、退職者医療制度の創設による被用者保険から拠出される療養給付費交付金等により経理されており、さらに最近、保険基盤安定制度の導入を得て、この保険制度の制定から幾多の変遷を見ながら保険税の改正を行い、今日に至る過程において、保険税の相次ぐ改正をしても、ただいま述べたごとく、歳入における国保加入者以外の市民

の理解と協力に基づく一般会計からの繰入金を仰ぎながらの国保事業運営について、多摩二十六市の中で平均を下回っていると思われる一般会計からの繰入金を含めて、福生市国保事業運営の健全化を図る必要を認めるものであり、抜本の見直しを図らねば、ますます厳しいものになると推察されます。

そこでお尋ねしますが、平成元年度の全市民に対する国保加入者の割合、二つ、加入者の所得階層別の割合について、以上の二点をお尋ねいたします。

続きまして生活環境の改善に関し二点の質問をいたします。

第一点として、私道整備の補助についてであります。この規則の目的として、第一条に市民の生活環境の向上に寄与し、私道の効用を十分に発揮させることを目的とするとうたわれております。また、同規則に補助の対象として、第三条に起点及び終点が公道、またはこれに準ずる私道に接し、または幅員一・八メートル以上で、延長二十メートル以上の袋小路で利用戸数三戸以上の私道を対象と規定されてあります。この規定の制定以来、市内各地でこのすばらしい制度の適用を受けて、快適な生活を享受することができ、対象者は感激しているところであります。また、この制度の運用と相まって、公共下水道の整備につきましましては、全国的にもすばらしい達成率であると自他ともに認められており、完備と称しても過言ではないとさえ言われております。

ただし例外規定として、私道整備の補助を受ける条件として私道整備補助に関する規則第九条の四に下水道法第二条第八号に規定する処理区域内においては、同法第十条に規定する排水設備の設置が完了していないものを除くと定めてあります。このことは、私道整備の補助を受けようとする関係対象者の排水設備の未設置による申請の排除を意味するものであります。したがって、もろもろの事情によりこの例外規定のために補助金交付が受けられない申請者が当然いると思われませんが、関連して次の三点をお尋ねします。

特に私道整備で障害となっている下水道未水洗化箇所がある私道の舗装工事をしてもらえないか。二点目、福生市の下水道整備率と未水洗化戸数について。三、平成元年度の私道整備の補助申請件数と申請受理件数をお尋ねいたします。

続きまして、駐車場対策の質問に入ります。

環境整備の範疇に入るかどうか非常に難しいとは思いますが、福生市は申すに及ばず全国的な問題として、特に都市及び近郊都市の抱える駐車対策、これは特に路上違法駐車でございますが、福生市が交通安全都市宣言以来、当初考えられていた車両による交通事故の防止を第一目的としたことと思われませんが、高度国民経済の拡充により、車両の予想以上の増加の波が全国的に波及し、特に大都市東京の同一生活圏に位置する当福生市は行政面積が狭隘であり、最近、特に地価高騰による高層集合住宅及び資金効率化を図る単身者用高層ワンルームマンションの建設がとみに増大し、先住民の保有する車両に新たに移住する住民の保有するであろう車両で、ますます駐車場の確保が不足し、道路の機能が低下し安全性が失われつつあることは御存じのとおりでございます。

この問題を完璧に解決することは至難の技であります。解決のよりベターな方法として、交通安全推進委員会を組織し、また町会組織等の協力を得ながらドライバー教育等の地道な運動を続けていることは承知しておりますが、今後、行政当局としてはどのような駐車対策をとられるかお聞かせ願います。

最後の質問といたしまして、教育行政について三点の質問を行います。

第一点として、国民祝祭日における学校教育はどのように行われているかをお尋ねします。昨年度新たに休日指定された昭和天皇の大喪の礼につきましても、あわせてお願いいたします。

第二点目として、学校教育の一環としてのカリキュラム等の実施状況について。例えば臨海・林間学校、移動教室等の実施状況、またカリキュラムの作成、運用についてもあわせてお尋ねいたします。

第三点目として、私は過去二回にわたり社会体育教育の一環として福生地区に地域体育館の早期建設の質問をいたし、その都度、前向きな建設的御回答をいただきました。特に昨年九月の定例会における質疑に對しましては、教育委員会として、平成四年度に用地買収をしてほしいと実施計画の予算計上をした意味合いの答弁でしたが、高齢化社会の代名詞とも言われている二十一世紀が目前に迫り、高齢化社会を楽しくかつ健康で健全な長寿社会としてとらえていくことこそ、行政、市民に課せられた最大課題であると言っても過言ではなく、市民のクラブ活動が、最近特に活発化しております。非常に期待された熊川体育

館の利用が個人単位の利用が主体で、クラブ活動の利用が市民体育館に集中し、会場の確保が非常に困難であります。ことしも市民体育祭が広範囲にわたり、多くのスポーツ愛好者の参加を得て挙行されるものと主催者側でも期待していることでありましようし、年々参加種目並びに参加者も増加するものと思われるます。以上の観点から、健康保持に対する手段として、市民が屋内体育館の増設を要望する気持ちは十分に調査結果で判明するところであり、福生市人口の分布状況から、福生地区に体育館の早期実現について、あらためて平成何年度を目途に取り組んでいただけるかを最後に、壇上における質問を終わります。

(市長職務代理者助役 浅見裕康君登壇)

○市長職務代理者助役(浅見裕康君) おはようございます。須釜議員さんの御質問に答弁申し上げます。

まず福生市福祉のまちづくりについてでございますが、高齢者や障害を持つ人を含みますすべての市民が、安全で快適に生活できる都市環境をつくり、福生をより便利でやさしいまちにいくための福祉のまちづくりの推進は、今日福祉行政を進める上でも極めて重要な課題だと、深く認識しておるところでございます。また、東京都では、昭和六十三年四月から施行いたしました東京都における福祉のまちづくり整備指針に基づきまして、公共物、建物、交通機関、それから道路、公園などの都市施設を安全かつ快適に利用できるよう福祉のまちづくりの総合的推進を図っていることも御指摘のとおりでございます。また、この整備指針は、すこぶる価値のあるものというように高く評価しているところでございます。

確かに福生市には、東京都が作成いたしました福祉のまちづくり整備指針にかわるというものはございませんが、現在のところ、東京都の整備指針における技術基準が設計に生かせるよう関係の部課とも十分協議をいたしまして連携を図る中で、福祉のまちづくりを進めているのが実情でございます。今後、機会をとらえまして、東京都の整備指針の基準に準じました要綱、あるいは整備指針等が作成できますよう努力をしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、福祉のまちづくりを進めるには、物理的な壁を除くだけでなく障害を持つ人、持たない人の相互理解を深めまして、心の壁をなくしていくことも大切だと認識しております。そこで、市民一人一人の優しい心遣いで福祉のまちづくりが進むよう積極的に呼びかけてまいりますので、よろし

御理解のほどお願い申し上げます。

次に、国民健康保険について答弁申し上げます。

国民健康保険制度は、創設以来半世紀にわたりまして地域住民の医療の確保、健康の保持、増進に大きく貢献してきたところでございますが、御案内のとおり急速に進む高齢化、あるいは産業構造の変化等によりまして、近年、制度の運営基盤が一段と不安定になってきています。このような状況の中で、国ではこれまでの老人保健制度の創設を初めとする一連の制度改革を行ってきたところでございます。また、現在、平成三年度に向けて保険料負担の平準化を具体化すべく、国において関係省庁間で調整をしているというところでございます。国保事業を取り巻きます情勢というのは、引き続き極めて厳しい状況にあります。国の動向あるいは東京都の動向に注目いたしながら、国保事業の安定運営に、今後も努力してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

なお、細部につきましては、担当部長から答弁をいたさせます。

次の生活環境改善についての一点目の私道整備についてでございますが、この私道整備につきましては幾つかの条件を付しまして、その中で整備をしてきております。特に最近におきましては、御指摘のとおり、下水道の水洗化をしていない住宅があるということと整備ができないという状況も、水洗化したところが整備済みとなっているということもございまして、目立つ存在になってきていることも事実でございます。この私道整備規則は、水洗化の促進を一つの大きな目的といたしまして実施をしてきたというところでございまして、まことに申しわけない次第でございますけれども、今すぐに水洗化の関係につきましても、今までの経過等もございまして、もう少し検討させていただきたいと、かように考えております。

また、下水道の未水洗化戸数等につきましては、担当部長より答弁させます。

続いて、駐車場対策についてお答えを申し上げます。

駐車場不足によります道路等への違法駐車の問題は、今や大きな社会問題になっており、国においても法の改正を行う等、本格的に取り組んでいる状況にございます。市におきましては、同様の問題が起きて

おり、極めて難しい問題と相なっております。これを解決するためには、何といっても駐車場を確保することが必要でございますが、最近の地価の高騰あるいは採算性の問題等によりまして、各自治体等もそれぞれ大変に苦慮しているのが現状でございます。したがって、現在のところ警察に違法駐車を取り締まりの依頼や交通安全推進委員会の御協力を得る中で、街頭指導やPR活動を定期的に実施いたしているところでございますが、さらに今後も引き続き積極的にこの問題に取り組んでまいりたいと、かように考えております。

また、現在福生市の土地開発指導要綱によりまして、一定規模以上の集合住宅につきましては、駐車場の設置をお願いしているところでございますが、昨今の現況に合わなくなっている面もございまして、現在、その要綱の見直し作業を行っておるところでございます。

さらに、一自治体だけの取り組みということについては、抜本的にいろいろな点で難しい面もございまして、この問題につきましては、市長会等を通じて国や東京都に対しまして、駐車場に対する法改正等、その他いろいろな具体的な施策というのを今、検討中でございますけれども、こういうものを含めまして要望しているところでございます。今後さらに積極的に、この問題につきましては働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次の教育行政につきましては、教育委員会より答弁いたしますのでよろしく申し上げます。

以上で須釜議員さんの御質問に対します答弁といたします。

○教育長（来住野和也君） それでは、教育行政に関する三点の御質問についてお答えを申し上げます。まず、国民の祝日の学校教育についてという御質問でございますが、国民の祝日については、国民の祝日に関する法律第一条に、国民こぞって祝い感謝し、または記念する日と定め、これを国民の祝日と名づける旨の趣旨が述べられております。したがって、祝日の小中学校の授業も休みであり、また教職員についても、勤務時間条例等の規定により勤務義務が免除されております。

また、大喪の礼当日の平成元年二月二十四日は、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の制定に伴い、その取り扱いについては、ただいま御答弁申し上げました扱いと同様でありました。このこ

とを踏まえ、各学校においては教職員がその日の意義について認識し、事前に児童・生徒に対し指導しておくことが大切であると考えております。

次に、カリキュラムの作成、運用についてであります。教育課程の編成につきましては、各学校において教育目標を達成するために、児童・生徒の調和のとれた育成を目指して、地域や学校の実態及び児童・生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、学習指導要領及び東京都教育委員会が定める編成基準、これは都の教育目標、指導の重点、授業日数、年間行事計画等、基準が定まっておりますが、これに基づきまして学校長は、翌年度実施する教育課程を作成し、毎年三月三十一日までに教育委員会に届け出しなければならぬことになっております。

次に、臨海・林間学校、修学旅行等の実施状況等についてであります。小学校では臨海学校が二校、林間学校が二校、移動教室を実施している学校が四校であり、すべて六年生を対象として行っております。また、中学校においては三校とも修学旅行を実施しております。病気等の生徒を除いて、三年生すべての生徒が参加しております。

最後に三点目、地域体育館について御答弁申し上げます。

以前にも、福生地区体育館については御質問いただいておりますが、第二期福生市総合計画では、前期事業として計画しており、平成六年度を目途に建設すべく計画をしておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君） 国民健康保険関係につきまして、自席からお許しをいただきまして補足答弁をさせていただきますと思います。

初めに、全市民に対する国保加入者の割合でございますが、世帯数におきましては、二万二千四十一世帯でありまして八千六十六世帯でございます。加入割合は三七％でございます。また、被保険者につきましては、五万八千百十一人に対しまして一万七千二百四十九人でございますので、加入割合は二九・七％でございます。

次に、加入者の所得階層別の割合でございますが、給与所得者が三七％、営業所得者が一四・五％、そ

の他の事業所得者が四・八％、その他の所得者が一九・七％、総所得金額のない者等が二四％となっております。なお、年金受給者を含めた、いわゆる無職者、仕事がないような人ということでございますが、無職者が年々増加する傾向にあるということでございます。以上です。

○建設部長（小野光朗君） それでは続きまして、生活環境につきましての助役答弁の補足をさせていただきます。

まず下水道の整備達成率でございますけれども、おかげさまをもちまして、横田基地の滑走路とか緑地を除きまして、ほとんど市が行う下水管等の敷設についての工事等につきましては、一〇〇％終了しております。

それから下水道の未水洗化の戸数でございますけれども、平成二年度の当初におきまして約千三百戸という状況でございます。

続きまして、私道整備の方のことでございますけれども、平成元年度の申請につきましては五本ございまして、そのうち、受理件数は三本で今進めているわけでございます。残りの二本のうちの一本が、要するに未水洗化の戸数がありまして、適用除外になっております。あと一本につきましては他の理由ということで、他の私道等がありまして、そこを通さないというふうな方がおりましてなかなか調整がつかないというような状況でございます。以上でございます。

○五番（須釜亮次君） ただいま浅見助役並びに各担当者からの御答弁をいただきありがとうございました。それでは、自席から第二回目の質問を順を追って行いますので、よろしく願います。

福祉のまちづくりについてでございますが、ただいま福生市の福祉まちづくりに関しまして、東京都の整備指針に対する評価と福生市の福祉まちづくり整備指針の答弁をいただき、市の基本的考え方をとらえることができました。私が所属する市民クラブからも、これからの高齢化社会に向け、あわせて障害を持つ方々に対する配慮の必要性を認識して政策要望をしておりますが、この公共施設にエレベーター、エスカレーター等の設置については、最近完成しました社会福祉施設れんげ園の建設に当たりエレベーターを設置され、非常に配慮されたものとして、我々市民クラブの要望が満たされ、また東京都の指導が組み入

また、市内に建設されつつある施設、例えば中央公園や東福生駅東側の公園等のトイレ、また市庁舎の階段の手すりの設置等の思いやりの配慮がなされ、福祉に対する取り組みの姿勢に前進が見られることは、行政水準の向上につながるものと評価するところでありますが、福生市の将来にわたり見落とせないことは、行政の施設の増加とともに民間ベースによる高層住宅や諸施設の拡充が続くものと推察され、東京都が市町村の責務としてうたっておりますように、民間に対して福祉のまちづくりの協力の要請を指導していくためにも、教本となるべき福生市独自の福祉のまちづくりの整備指針の制定が、どうしても必要だといふふうに感ずる次第でございます。

既存の行政財産に福祉の思いやり配慮さえなされようとしているこの時点で、将来の福生市の建築物や諸施設の建設、改良をする際に、福祉のまちづくり整備指針を制定、適用することにより、民間への指導、協力を要請するに際しても、非常に説得力を持つものであると信じます。

どうか障害者やふえ続ける高齢者への優しい配慮を、具体的に福生市ではこう実行するということ意思表示の福祉のまちづくり整備指針の制定を、これはお願いいたしましたして、この質問は要望といたします。

また国民健康保険の繰入金でございしますが、ただいま国民健康保険にかかわる繰入金を含めた諸問題の答弁をいただきましたが、この非常に厳しい国保事業の運営を執行する上で、常に予見し得る歳出に見合う歳入源の二大財源であります国庫支出金、都の補助金の増額については、ただいま助役の答弁では国も制度を検討中ということとでございしますが、当面その補助金等の増額が期待が持てないことは事実であり、保険税の新たな改正をすることの是非等、厳しい状況下でさらにただいまの答弁で明らかないように、加入者の中の年金生活者等を含む無職者の増加傾向が明らかになりました。しかも、独立採算を行う国保事業の運用は、ますます厳しいものとなることは明白であり、一般会計からの繰入金を含めて、被保険者でできるだけ負担増の及ばない方法で健全かつ安定運営ができますよう、その方策を確立していただくよう、これも強く要望しておきます。

生活環境の改善に関する再質問をいたします。

私道整備の補助の質問で、一の私道整備の障害となつてゐる下水道未水洗化箇所の私道の舗装については、理事者側の答弁では今すぐできないが検討するとのこととで、また下水道整備率は一〇〇%を達成した。まことに喜ばしい限りですが、他方においていまだ未水洗化戸数が約千三百戸もあるとのことですが、これらの未水洗化世帯が一カ所に集中して存在するわけではなく、市内各地に散らばつてゐるはずであると考えても当然ではなからうかと思ひます。これらの未水洗化家庭について考察すると、各権利者の利害関係、特に土地所有者、借地人や借家人、店子等の費用負担、また賃貸料金、または家屋の建てかえ等の関係で水洗化ができない場合もあることが考えられます。

また、未水洗化家屋がたった一軒でも、私道整備の補助を受けようとする地区の私道に面している場合、他の絶対数の家屋が既に水洗化を完了している場合でも、私道整備の補助金が受けられない規定であり、現行規定が存続する限りにおいては、たった一軒の未水洗化世帯の水洗化が行われないう限り、この私道については将来にわたり舗装補助金事業の対象とはなり得ない。既に水洗化を実施した多数家庭にとっては、生活環境の向上に寄与し、私道の効用を十分に発揮させることを目的としたこの私道整備の補助の方針から後退を余儀なくされ、まことに不都合な事態が続くのを、ぜひ是正してもらえないか。

すなわち、福生市の一〇〇％を誇る下水道整備率の達成と市民の水洗化の設置工事への取り組みは、ただいまの理事者側答弁にありますように、この二つは因果関係にあり、また未水洗化家屋の存在は個人努力の限度をはるかに超えるものとして評価していただいて、たった一軒の未水洗化家屋のために、私道整備を要望する対象箇所の家屋との割合を考えて、整備していただくよう考えてもらえないかということです。この点もお尋ねします。

また二番目として、未整備水洗化について行政としてはどのような取り組みをしているか、以上の二点をお尋ねします。

続きまして、駐車場対策に対してでございます。

ただいまの御答弁にありますように、この問題は非常に難しい。特に、公営を含め、民間駐車場の絶対数が不足している現状から、違法駐車、迷惑駐車、迷惑運動を展開していく中で、取り締まり権を持たな